

## 【資料 4】

# 令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託

## 企画提案競技審査要領

### 1 目 的

この要領は、令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

### 2 審査会の設置

秋田県教育庁幼保推進課内に審査会を設置する。事務局は、同課調整・企画チームに置く。

### 3 審査員

審査会の審査員は、次の者をもって構成する。

- (1) 教育庁幼保推進課長
- (2) あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課長
- (3) 教育庁特別支援教育課長
- (4) 教育庁保健体育課長
- (5) 教育庁幼保推進課指導チーム チームリーダー

### 4 審査方法

- ① 提出された企画提案書、経費見積書、会社概要、その他の書類により審査を実施する。
- ② 審査員から質問があった場合は、事務局を通じて企画提案者に質問し、回答する。

### 5 審査の評価方法等

- (1) 評価方法
  - ① 審査員ごとに、別添「企画提案競技評価票」を用いて評価する。
  - ② 評点は、評価項目それぞれについて5段階の評価点により評価を行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて数値化する。
  - ③ 点数は、500点満点（各審査員100点満点）とする。
- (2) 評価項目及び評価観点  
別添「企画提案競技評価票」のとおり。
- (3) 評価基準

| 評価点 | 評 価 基 準    |
|-----|------------|
| 5   | 提案内容が特に良い  |
| 4   | 提案内容が良い    |
| 3   | 提案内容が普通である |
| 2   | 提案内容がやや劣る  |
| 1   | 提案内容が劣る    |

### 6 基準点

基準点は、300点とする

### 7 受託候補者の選定

- (1) 上記5により算出した評点の合計点が基準点（300点）に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。
- (2) 評点の合計点が同じものがあった場合には、各審査員からの意見を基に、最終的な順位を決める。
- (3) 1番の順位の者を受託候補者として選定する。

令和7年度秋田県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託企画提案競技評価票

| 評価項目                       | 評価観点                                                         | 評価 | 係数 | 配点  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------|----|----|-----|
| 1 基本方針                     | 業務の目的・趣旨を正しく反映した提案内容となっているか。                                 | 5  | 2  | 10  |
| 2 実施体制                     | 業務を実施する体制が整っているか。                                            | 5  | 1  | 5   |
|                            | 業務について十分な実績を有しているか。                                          | 5  | 1  | 5   |
| 3 計画性                      | 業務全体について、適切なスケジュールが設定されているか。                                 | 5  | 1  | 5   |
| 4 研修の内容                    | 国のガイドラインに沿った上で、実践的な研修内容となっているか。                              | 5  | 2  | 10  |
|                            | 専門的な知識及び経験を有する講師を選任できるか。                                     | 5  | 2  | 10  |
|                            | eラーニング講座について、受講者の学習しやすさ、使い勝手に配慮されているか。                       | 5  | 2  | 10  |
|                            | 使用するテキスト、資料等が基礎知識の習得と専門知識のスキルアップを図る内容になっているか。                | 5  | 2  | 10  |
|                            | 参加者のとりまとめや、参加者からの問い合わせに適切に対応できる体制となっているか。                    | 5  | 2  | 10  |
| 5 個人情報管理                   | 受講者名簿等の作成・管理に当たり、法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるか。                 | 5  | 1  | 5   |
| 6 その他                      | 事業実施に当たり独自の工夫を盛り込んだ内容となっているか。                                | 5  | 1  | 5   |
| 7 賃金水準の向上に関する取組<br>(事務局評価) | 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 | 5  | 1  | 5   |
| 8 女性の活躍推進に関する取組<br>(事務局評価) | 一般事業主行動計画の策定・届出                                              | 5  | 1  | 5   |
|                            | えるぼしチャレンジ企業認定、法令に基づく認定                                       |    |    |     |
|                            | 秋田県知事表彰                                                      |    |    |     |
| 9 実施経費<br>(事務局評価)          | 積算内容及び積算額は、仕様書に基づき積算根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。                  | 5  | 1  | 5   |
| 合 計                        |                                                              |    |    | 100 |

「賃金水準の向上に関する取組」及び「女性の活躍推進に関する取組」の配点

|         |                                                                 |                  |          |          |           |
|---------|-----------------------------------------------------------------|------------------|----------|----------|-----------|
| 賃金水準の向上 | 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1 | 1.50%以上          | 3        | 最大<br>5  |           |
|         |                                                                 | 2.00%以上          | 4        |          |           |
|         |                                                                 | 3.00%以上          | 5        |          |           |
|         | 「パートナーシップ構築宣言」の策定・公表                                            |                  | 0.5      |          |           |
| 女性の活躍推進 | 一般事業主行動計画の策定・届出                                                 | 従業員数100人以下の企業    | 女活法 ※2   | 各        | 最大<br>0.5 |
|         |                                                                 |                  | 次世代法 ※2  | 0.25     |           |
|         | えるぼしチャレンジ企業認定 ※1                                                |                  |          | 1        | 最大<br>3   |
|         | 法令に基づく認定                                                        | 女活法 ※2           | えるぼし     | 1.5      |           |
|         |                                                                 |                  | プラチナえるぼし | 2        |           |
|         |                                                                 | 次世代法 ※2          | くるみん     | 1.5      |           |
|         |                                                                 |                  | プラチナくるみん | 2        |           |
|         | 若者雇用促進法 ※2                                                      |                  | ユースエール   | 0.5      |           |
|         | 秋田県知事表彰の受賞                                                      | 女性活躍・両立支援企業表彰 ※3 |          | 各<br>0.5 | 最大<br>1   |
|         |                                                                 | 女性の活躍推進企業表彰 ※3   |          |          |           |
|         |                                                                 | 子ども・子育て支援知事表彰 ※3 |          |          |           |
|         |                                                                 | 男女共同参画社会づくり表彰    |          |          |           |

注1  
評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2  
評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3  
一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4  
共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1  
「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2  
女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3  
「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。